

# 県外からの志願者が提出すべき書類

県外の中学校から、山梨県立高等学校又は甲府市立甲府商業高等学校を志願する方は、次の2つの手続きをしてください。

## 提出期間及び提出先

【**手続き1**】については、各募集ごとに次の期間内に、各志願先高等学校に提出する。  
 (高等学校の住所等については、平成19年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項のP62～P63を参照してください。)

全日制課程前期募集	平成19年1月4日(木)から1月9日(火)まで
全日制課程後期募集・ 定時制課程	平成19年1月15日(月)から2月7日(水)まで

受付は期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで  
 ただし、最終日は正午まで

【**手続き2**】については、各募集ごとに次の期間内に、各志願先高等学校に提出する。  
 (高等学校の住所等については、平成19年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項のP62～P63を参照してください。)

全日制課程前期募集	平成19年1月12日(金)から1月16日(火)まで
全日制課程後期募集・ 定時制課程	平成19年2月15日(木)から2月19日(月)まで

受付は期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで  
 ただし、最終日は正午まで

## 【**手続き1**】 県外入学志願承認のための提出書類 (本人が用意するもの)

- (1) 県外入学志願承認願(様式19) 1通
  - ・「現住所」欄は、書類提出時の住所とする。
  - ・「県外入学志願理由」欄は、山梨県立高等学校又は甲府市立甲府商業高等学校を志願する理由を具体的に記入すること。(例：転勤に伴い家族全員が山梨県に転居するため。)

・中学校において、公立高等学校を二重に志願していないことを証明してもらうこと。

- (2) 住民票の写し 1通  
 本人、保護者及び同居の家族について、平成18年12月1日以降に発行されたもの。  
 (本人と保護者の住所が異なる場合は、それぞれ必要になる。)
- (3) 事情説明書 1通  
 次の事項について簡潔に記載すること。(様式は問わない。)  
 ・家族構成(本人との続柄、職業、在学名・学年)  
 ・山梨県内の新住所  
 ・新住居の概要(持ち家、借家、社宅、祖父母との同居等)  
 ・山梨県立高等学校又は甲府市立甲府商業高等学校を志願する理由  
 ・県外入学志願承認書の送付先の住所及び電話番号
- (4) 保護者の転勤(予定)証明書 1通  
 保護者の転勤が理由の場合は提出すること。  
 なお、志願者を含む家族が山梨県内に居住し、保護者が単身赴任する場合は、単身赴任(予定)を証明する書類も提出すること。
- (5) 新しい住所を証明する書類 1通  
 この書類により、転居の有無を確認します。

- ア 持ち家の場合.....売買契約書の写し、建築確認通知書、不動産登記簿謄本(家屋)等のいずれかの書類
- イ 借家の場合.....賃貸借契約書の写し又は会社の証明書(会社契約の借家の場合)
- ウ 社宅の場合.....会社又は事業所の証明書 など
- エ 祖父母等との同居.....不動産登記簿謄本(家屋)、賃貸借契約書の写し等のいずれかの書類

これらの書類を審査し、適当と認めるときは県外入学志願承認書(様式20)により通知します。(事情説明書の「県外入学志願承認書の送付先」に郵送)

なお、県外入学志願承認のための書類の提出は郵送でも受け付けますが、郵送により提出する場合は、書留で期限内に必着のこと。

県外入学志願承認書(様式20)は、入学許可予定者とならなかった者で、後期募集等に新たに出願する場合に必要となることがあるので、原本の写しを複数部保管しておくこと。

証拠書類の(2)、(4)及び(5)については、前期募集、後期募集、志願変更等で必要となる場合があるので、原本の写しを複数部保管しておくこと。なお、県外入学志願承認を複数回行う場合で、2回目以降の申請には原本の写しによる申請も可とする。この場合は、原本の提出先高等学校名を事情説明書に明記すること。(例：原本提出校 高等学校)

## 【手続き2】 出願のための提出書類

(中学校経由で提出すること。)

### (本人が用意するもの)

- (1) 入学願書 1通(様式1、様式2又は様式4)
  - ・入学願書 様式1.....全日制課程前期募集【各志願先高校で独自に提出を求める書類があるので注意してください。】 様式2.....全日制課程後期募集
  - ・入学願書 様式4.....定時制課程それぞれ入学願書裏面の「記入上の注意事項」を参考に記入すること。
- (2) 入学審査料
  - ・県立高等学校の場合 全日制課程..... 2,200円
  - 定時制課程..... 950円「山梨県収入証紙」を入学願書に貼付すること。(消印はしないこと。)  
収入証紙は、山梨中央銀行本・支店で購入すること。
  - ・甲府市立甲府商業高等学校の場合..... 2,200円現金で納付すること。
- (3) 県外入学志願承認書(様式20) 1通
  - ・【手続き1】により交付されたもの
- (4) 志願理由書(様式10)【前期募集のみ】 1通
- (5) 確約書(様式11)【前期募集のみ】 1通
- (6) 封筒 2通
  - ・大きさは、長形3号(120mm×235mm)
  - ・志願者の住所及び氏名を記入(切手は不要)
- (7) 健康診断票(様式9) 1通
  - ・平成17年度以前に中学校を卒業した者は提出すること。ただし、平成19年1月以降に受診したものに限る。
- (8) 自己申告書(様式25) 1通(該当者のみ)
  - ・中学校において欠席日数が多い状況や理由等について説明する必要がある者は、自己申告書を志願先高等学校長に提出することができる。(基準については要項参照)

### (中学校が作成するもの)

- (9) 調査書(様式6) 1通

- ・平成19年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項を参照のうえ、記入すること。(前期募集P4、後期募集P10~P11)
- ・「各教科の学習の記録」欄について、第3学年が、例えば10段階で評定している場合又は評定の段階がない場合は、5段階の評定に直すこと。
- ・「健康の記録」欄のうち、視力については、A、B、C、Dによる表示も可とする。
- ・平成17年度以前の卒業者については、中学校指導要録の写しを添付すること。

- (10) 出願者一覧表(様式7) 1通  
志願者のみ記入すること。
- (11) 5段階評定集計表(様式8) 1通
  - ・平成19年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項を参照のうえ、記入すること。(前期募集P5、後期募集P12)
  - ・貴中学校において本県に志願するものが、平成17年度以前の卒業者のみの場合は、提出の必要はない。
- (12) 欠席日数の多い生徒に関する事情説明書(様式26) 1通(該当者のみ)
  - ・中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の方について、欠席日数が多い状況や理由等についての事情説明書を志願先高等学校長に提出する。
  - なお、欠席日数が30日未満の方についても中学校長が必要と認める場合は提出することができる。

(注1) 志願者の氏名は、住民票記載の文字に基づくものとする。(学齢簿と一致する。)  
ただし、(9)及び(10)の書類については、志願者が特定できる場合は略字可とする。

(注2) (9)及び(10)の書類については、平成19年2月15日(木)~2月19日(月)の間に、志願先高等学校あて、本人が用意した入学願書等の書類と一緒に提出すること。

(注3) (11)の書類については、平成19年2月26日(月)までに、山梨県教育委員会高校教育課あて提出すること。

(注4) 出願は、郵送可とする。ただし、郵送の場合は書留により期限内に必着のこと。

(注5) (9)~(11)の各書類の記入等についての問い合わせは、次に連絡してください。  
山梨県教育委員会高校教育課 指導担当 TEL 055-223-1763

#### 資料請求及び問い合わせ先

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育委員会 新しい学校づくり推進室 制度担当

TEL 055-237-1111(代) 内8306、8309 TEL 055-223-1767(直)